

平成29年第3回神奈川県議会定例会議案

(条例その他 その2)

目次		
番号	件名	ページ
認 第 2 号	平成28年度神奈川県一般会計歳入歳出決算及び同年度神奈川県特別会計歳入歳出決算の認定について	1
諮 問 第 1 号	退職手当に関する処分に対する審査請求について	2

平成28年度神奈川県一般会計歳入歳出
決算及び同年度神奈川県特別会計歳入
歳出決算の認定について

平成28年度神奈川県一般会計歳入歳出決算及び同年度神奈川県特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見をつけて認定を求める。

平成29年9月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

退職手当に関する処分に対する審査請求 について

次のとおり退職手当に関する処分に対する審査請求がされたので、地方自治法第 206 条第 2 項の規定により諮詢する。

1 審査請求人



2 処分庁

横浜市中区海岸通 2 丁目 4 番

神奈川県警察本部長

3 審査請求年月日

平成29年 2月 7 日

4 審査請求の趣旨及び理由

(1) 趣旨

審査請求人は、神奈川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が、職員の退職手当に関する条例（以下「条例」という。）の規定により、一般の退職手当等（以下「退職手当」という。）の全部を支給しないこととした処分を不服として審査請求を行った。

(2) 理由

警察本部長が、条例第12条第 1 項の規定に基づき、平成28年11月10日付で審査請求人に対して行った、退職手当の全部を支給しないこととする処分について、前提となる非違行為の背景に組織的なパワーハラスメントがあり、審査請求人の士気を著しく低下させたことを考慮すべきこと、非違の内容及び程度について事実誤認があること、退職金の持つ功労報償的性格に鑑みれば、全額不支給とするには、永年勤続の功労を抹消するほどの重大な背信行為がある場合だが、本件非違行為についてはそのような評価ができないことから、本件不支給処分の取消し及び審査請求人に相当額の退職手当を支給するとの裁決を求める。

5 審査請求に対する見解

審査請求人は、本件不支給処分と同一の非違行為を処分理由とする懲戒免職処分については争つておらず、同処分は適法に確定しているため、条例第12条第 1 項第 1 号の懲戒免職処分を受けて退職をした者に該当することは明らかである。

条例第12条第 1 項は、懲戒免職処分を受けて退職をした者に対して、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができると規定しており、その具体的な判断は、任命権者の裁量に委ねられている。

この点、「国家公務員退職手当法の運用方針（昭和60年4月30日総人第261号）」では、非違の発生を抑止するという制度目的を踏まえ、懲戒免職を受けて退職をした者に対して、退職手当の全部を支給しないことを原則とし、例外的に「停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合」、「処分の理由となった非違が正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したことのみで、特に参酌すべき情状のある場合」、「処分の理由となった非違が過失（重過失を除く。）によるものであり、特に参酌すべき情状のある場合」などに限定して、退職手当の一部を支給しないこととする処分を行うこととしている。警察本部長においては、こうした国の取扱いに準じて具体的な判断を行っている。

本件については、審査請求人が主張する組織的なパワーハラスメントがあった事実は確認できないため、これを考慮することはできず、同一の非違行為を処分理由とする本件懲戒免職処分は適法に確定しており、非違の内容及び程度の事実誤認は認められない。また、審査請求人は警察のみに許されている各種照会業務の中で得られた犯罪経歴を含む個人情報を漏洩していること、その謝礼として現金の供与及び飲食接待を受けていること、取締り対象である貸金業を営む関係者との間で発生していることを踏まえると、本件非違行為の程度は極めて悪質であり、当該非違が広く報道されるなどした結果、公務に対する信頼を大きく損ねたことなどの事情が認められる。これらを考え合わせると、本件は退職手当の一部を支給しないこととする処分にとどめる場合に該当しないことは明らかである。

したがって、警察本部長が退職手当の全額を支給しないこととした処分は裁量の範囲内の適法かつ妥当なものであり、本件審査請求のうち、本件不支給処分の取消しを求める部分については、審査請求人の主張には何ら理由がないから、行政不服審査法第45条第2項により棄却すべきである。

また、本件審査請求のうち、相当額の退職手当の支給を求める部分については、審査庁は処分庁又は処分庁の上級行政庁のいずれでもなく、同法第46条第1項ただし書により、本件不支給処分を変更することはできないため、不適法な請求であるから、同法第45条第1項により却下すべきである。

平成29年9月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

退職手当に関する処分に対する審査請求について、地方自治法第206条第2項の規定により、議会の意見を求めたいので提案するものであります。

